

(法第10条第1項第7号)

令和2年度特定非営利活動に係る事業計画書

特定非営利活動法人わごころ

1 事業実施の方針

当法人は、「令和2年度事業計画書」に基づき事業を推進してまいります。「令和2年度事業計画書」は法人の目的である「すべての人々が健やかで楽しく安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること」を基本理念として行政・福祉団体の協力を得ながら総合的に取り組む体制を整え、事業を推進すべく計画を策定いたしました。

① わごころケアセンター（障害訪問）事業計画書

1 事業運営の基本方針（基本理念、方針）

- (1) 利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを適切に提供する事により、利用者の心身の特性及びその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来る様生活全般の支援を行う。
- (2) どんな重い障害があっても障害を個性と捉え同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援する。

2 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し障害福祉サービス事業を活用し総合的支援を行うよう努める。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。
- (3) 相談支援事業所等の関係機関との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め、在宅福祉サービスの推進に努める。
- (4) 介護保険事業及び障がい福祉サービス事業への取り組みを強化し、地域に貢献する在宅福祉サービスの拡大に努める。
- (5) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努める。

3 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規程する休日を除く
- ・営業時間 午前9時から午後6時
- ・ヘルパー派遣日 : 365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間
- ・緊急時の電話対応においては、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(2) 通常事業の実施地域

- ・東葛地区（我孫子市・柏市・松戸市・流山市・野田市）

(3) 緊急時の対応

- ・サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じる。

(4) 苦情解決

- ・提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決できるような適切な措置を講ずる。

4 利用者確保の取り組み策

サービス実施地域内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと相談支援事業所にリーフ等を作成し案内するほか、近隣センターにリーフを設置、自治会へ家族介護教室を実施して、利用者を増加する広報活動を行う。

- 5 従業員の採用状況（令和2年4月1日現在）今年度に常勤職員5名を増員
管理者1名（サービス提供責任者との兼務）
介護職員30名

6 従業員の研修

事業所は、従業員の資質向上を図るため研修機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

- ・新たに訪問することになった利用者宅への同行訪問時、ヘルパーとしての心構えと、介護技術の確認と指導を行う。（入職時オリエンテーション手順の参照）

(2) 継続研修 年12回（年次計画別紙）（個別研修計画別紙）

- ・訪問介護サービスの提供に関する研修会に参加し、職員の専門性及び実践力の向上を図る。
- ・人権研修、接遇研修等に参加し職員資質の向上を図ります。
- ・サービス提供責任者研修会へ参加し業務管理と人材育成を適切に行う。
- ・動画研修の導入（保健・医療・福祉のポータルサイト）

7 損害賠償責任保険加入の有無

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と賠償責任保険を契約

8 サービス提供計画

(資質の向上)

- ・働きながら資格取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する吸痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対する介護福祉士、ケアマネ、相談支援員研修の受講を支援
- ・利用者アンケートの実施、検証によりサービスの向上を目指す。（毎年9月）
- ・利用者のニーズに沿った介護サービス計画書を作成し、計画に沿ったサービス提供を行う。
- ・身体介護等の提供にあたり、より安全かつ快適なサービスを提供するために、業務マニュアルの見直し及び業務改善に努める。
- ・リスクの分析、評価を定期的に行い、事故防止に努める。
- ・法令遵守（コンプライアンス）による健全かつ透明な経営体質の保持に努める。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・キャリアパス要件に該当する事項

(労働環境・処遇の改善)

- ・新人介護職員の早期定着のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
- ・ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、シフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供による業務省力化

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

(その他)

- ・介護サービス情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員の制度の導入等）
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員増員による業務負担の軽減

(上記に伴う加算)

- | | |
|----------------------|------------|
| ・処遇改善加算 | 平成30年3月1日 |
| ・喀痰吸引・経管栄養等特定業務登録事業者 | 平成31年2月1日付 |
| ・特定事業所加算 | 令和元年5月1日 |
| ・特定処遇改善加算 | 令和2年4月1日 |

9 利用者見込み数

毎月の利用者見込みについては、別添の収支計画のとおりである

10 すでに指定を受けているサービス

居宅介護・重度居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援(我孫子市・柏市)
 喀痰吸引・経管栄養等特定業務登録事業者(平成31年2月1日)

11 資金計画（運転資金）

厚生労働大臣が定める基準による障害制度収入を運転資金とする。

12 事業運営に必要な書面（契約書等）の準備状況

契約書、個人情報使用同意書、経過記録などの必要書面は平成30年に整備。

②⑦ わごころ総合相談支援センター（相談支援）事業計画書

1 事業運営の基本方針（事業方針、運営方針）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援は、各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行うものとする。
- (2) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害など、障がいの種別や程度に関わらず、支援を要するすべての障がい者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくことを支える。
- (3) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行う。
- (4) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行う。
- (5) 相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行う。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。また、利用者の必要とときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

2 事業目標

- (1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障がい者が地域で安心して豊かに生活していけるよう支援する。
- (2) 障害者を権利の主体として認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援する。
- (3) サービス等の利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。
- (4) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱う。
- (5) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とながら偏りのないよう支援する。
- (6) 以上（1）～（5）に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行い続けていく。

3 事業内容

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
年末年始（12月29日～1月3日）、国民の祝日を除く
営業時間 午前9時から午後6時までとする

4 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行う。
 - ・ 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ・ 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する情報提供及び利用援助
 - ・ 個別支援計画の作成

- ・差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
- ・成年後見制度の利用に関する支援
- ・入居及び居住に関する支援
- ・その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援

(2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行う。

- ・電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等

(3) 各関係機関との連携を行う。

- ・障害支援課と連絡調整等の連携
- ・個別サービス調整会議への参加
- ・個別移行支援会議への参加

(4) 孤立防止のためのイベントを実施する。

- ・障害種別や手帳やサービス利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベントを企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りを行う。

(5) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こす。

- ・パンフレットや広報誌の作成、配布
- ・ホームページの整備
- ・地域のお祭り等への協力

(6) 職員の力量向上に取り組む

- ・面接、記録技術の向上
- ・各種研修会への参加

5 従業員の採用状況

(1) 職員の員数

- ・管理者 1名
- ・相談支援専門員 4名

(2) 会議の開催

- ・職員会議 月1回
- ・ケース検討会議 隔週

(3) 職員研修

- ・各種研修への参加

6 安全管理

(1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努める。

(2) 連携機関

- ・緊急時の医療機関：相談時の緊急時は各自の主治医と連携する。

7 苦情解決

(1) 利用者やご家族及び市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

(2) 苦情対応規程に準じて行う。

8 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じるものとする。

9 資金計画

厚生労働大臣が定める基準による障害制度収入を運転資金とする。

③・④ わごころケアセンター（通所介護） 事業計画書

1 事業運営の基本方針（基本理念、方針）

- (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指す。
- (2) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、介護保険施設等との連携に努める。
- (4) 当事業所は生活相談員、看護師、介護職員等の資質向上を図るために月1回研修の機会と利用者理解の為のカンファレンスを設ける。

2 利用者確保の取り組み策

サービス実施地域内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに理解しやすい認知症プログラムや機能訓練計画書、口腔機能管理指導計画等の説明書を作成し案内するほか、年2回の運営推進会議と年12回のコミュカフェを開催することで地域への知名度をあげる。

3 従業員の採用状況（令和2年4月1日現在）今年度パート1～2名増員

- 管理者1名（機能訓練指導員との兼務）
- 生活相談員2名（2名は介護職との兼務）
- 看護師4名（機能訓練指導員と兼務）
- 機能訓練指導員4名（2名は看護師と兼務）
- 介護職員6名（2名は生活相談員と兼務）
- 送迎職員2名
- 調理職員2名
- 清掃職員1名

4 従業員の研修

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年12回（個別研修計画別紙）
動画研修の導入（保健・医療・福祉のポータルサイト）

5 損害賠償責任保険加入の有無

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と賠償責任保険を契約

6 サービス提供計画

- (1) 利用者ニーズを把握する職員教育の実施
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰの必須項目である介護福祉士取得を支援
- (3) 口腔機能向上訓練に関わる外部研修への参加
- (4) 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱの内容や方法等の向上に向けての勉強会の開催

(資質の向上)

- ・働きながら資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント、研修の受講支援
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・キャリアパス要件に該当する事項、月二回の業務改善やカンファレンスにて日々の業務の見直し、情報共有

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰの要件に適合する職場環境等を整備
(労働環境・処遇の改善)

- ・新人介護職員の早期定着のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
- ・ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
- ・ミーティング等にて職場内コミュニケーションの円滑化、個々の介護職員の気づきを踏まえた職場環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

(6) 認知症加算の再申請を可能とする対象利用者の獲得

(7) 選択的サービス複数実施加算・ADL維持等加算の整備

(8) 空き状況を作らないための利用者数のマネジメント強化

(その他)

- ・介護サービス情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員の制度の導入、業務内容の適正化）
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員増員による業務負担の軽減

7 利用者見込み数

毎月の利用者見込みについては、別添の収支計画のとおりである

8 すでに指定を受けているサービス

居宅介護支援・訪問介護

9 資金計画（運転資金）

介護保険収入を運転資金とする。

10 事業運営に必要となる書面（契約書等）の準備状況

- ・契約書、個人情報使用同意書、経過記録などの必要書面は整備済
- ・法改正に係る重要事項説明書は、変更済
- ・認知症加算・個別機能訓練加算・口腔機能向上加算に必要なプログラムと計画書は作成済

③・④ わごころケアセンター（訪問介護） 事業計画書

1 事業運営の基本方針（基本理念、方針）

- (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指す
- (2) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、介護保険施設等との連携に努める
- (4) 当事業所はサービス提供責任者、介護職員等の資質向上を図るために月1回研修の機会と利用者理解の為のカンファレンスを設ける

2 事業目標

- (1) 介護保険法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努める。
- (2) 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を密に枝、地域ニーズの把握に努め、在宅福祉サービスの推進に努める。
- (3) 介護保険事業及び障がい福祉サービス事業への取り組みを強化し、地域に貢献する在宅福祉サービスの拡大に努める。
- (4) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努める。

3 事業内容

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
 - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規程する休日を除く
 - ・営業時間 午前9時から午後6時
 - ・ヘルパー派遣日 : 365日
 - ・ヘルパー派遣時間：24時間
 - ・緊急時の電話対応においては、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (2) 通常事業の実施地域
 - ・東葛地区（我孫子市・柏市・松戸市・流山市・野田市）
- (3) 緊急時の対応
 - ・サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じる。
- (4) 苦情解決
 - ・提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決できるような適切な措置を講ずる。

4 利用者確保の取り組み策

サービス実施地域内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと相談支援事業所にリーフ等を作成し案内するほか、近隣センターにリーフを設置、自治会へ家族介護教室を実施して、利用者を増加する広報活動を行う。

5 従業員の採用状況（令和3年4月1日現在）今年度に常勤職員5名を増員 管理者1名（サービス提供責任者との兼務）

介護職員25名

6 従業員の研修

事業所は、従業員の資質向上を図るため研修機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内（入職時オリエンテーション手順の参照）

- ・新たに訪問することになった利用者宅への同行訪問時、ヘルパーとしての心構えと、介護技術の確認とし指導を行う。
- ・訪問介護サービス手順書の動画導入(平成31年4月までに利用者・家族への説明・同意・同意書の取付け)

(2) 継続研修 年12回（年次計画別紙）（個別研修計画別紙）

- ・訪問介護サービスの提供に関する研修会に参加し、職員の専門性及び実践力の向上を図る。
- ・人権研修、接遇研修等に参加し職員資質の向上を図ります。
- ・サービス提供責任者研修会へ参加し業務管理と人材育成を適切に行う。
- ・動画研修の導入（保健・医療・福祉のポータルサイト）

7 損害賠償責任保険加入の有無

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と賠償責任保険を契約

8 サービス提供計画

(資質の向上)

- ・働きながら資格取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する吸痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対する介護福祉士、ケアマネ、相談支援員研修の受講を支援
- ・利用者アンケートの実施、検証によりサービスの向上を目指す。(毎年9月)
- ・利用者のニーズに沿った介護サービス計画書を作成し、計画に沿ったサービス提供を行う。
- ・身体介護等の提供にあたり、より安全かつ快適なサービスを提供するために、業務マニュアルの見直し及び業務改善に努める。
- ・リスクの分析、評価を定期的に行い、事故防止に努める。
- ・法令遵守（コンプライアンス）による健全かつ透明な経営体質の保持に努める。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・キャリアパス要件に該当する事項

(労働環境・処遇の改善)

- ・新人介護職員の早期定着のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
- ・ICT活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、シフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
(上記に伴う加算)
- ・処遇改善加算 平成30年3月1日
- ・喀痰吸引・経管栄養等特定業務登録事業者 平成31年2月1日付
- ・特定事業所加算 令和元年5月1日
- ・特定処遇改善加算 令和2年4月1日

(その他)

- ・介護サービス情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者（他産業とからの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員の制度の導入等）
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員増員による業務負担の軽減

9 利用者見込み数

毎月の利用者見込みについては、別添の収支計画のとおりである

10 すでに指定を受けているサービス

居宅介護支援事業

通所介護・地域密着通所介護

11 資金計画（運転資金）

介護保険収入を運転資金とする。

特定事業所加算(I)を取得（平成31年4月1日付）

特定処遇改善加算を取得（令和2年4月1日）

12 事業運営に必要となる書面（契約書等）の準備状況

契約書、個人情報使用同意書、経過記録などの必要書面は平成30年までに整備予定

⑤ わごころ総合相談支援センター（居宅介護支援） 事業計画書

1 事業運営の基本方針

- (1) 当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が特定の種類、又は特定の事業者に偏することがないように、公平かつ中立に実施する。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、介護保険施設等との連携に努め、入退院時には在宅生活の再開に向けて支援する。

2 利用者の生活の質の向上

(1) 利用者が満足できる在宅生活の支援

- ①利用者の暮らしを理解し、その人らしく自立した生活をできるよう支援します。
- ②1人暮らしの高齢者でも安心して暮らせるように支援します。
- ③認知症であっても地域で暮らせるように支援します。
- ④介護の重度化予防をふまえ、要支援者の機能維持向上を支援します。

(2) 給付管理数の安定による、より良いサービスの提供

- ①給付管理数を定めることで一人一人にきめ細やかな対応を行います。
- ②ケアマネジャー一人当たりの担当利用者数は39.5件を上限とし、介護予防も含めた担当利用者目標を設定して毎月目標達成できるよう新規プランを積極的に受けていきます。

3 職員の質の向上

(1) 職員のスキルアップ

- ①自立支援型ケアマネジメントについて学び、実践できるように取り組んでいきます。
- ②各種研修会への参加により、より専門的な知識と技術を習得します。
- ③月に1回業務改善会議を開き、事業所全体の考え方や取り組みを協議し、介護保険利用、諸制度利用に関する連絡調整を円滑に進められるマネジメント力を身につけていきます。
- ④月に2回内部研修にて事例検討会等を「課題整理総括表」を使用し継続的に実施し、基礎の振り返りから困難事例への対応など実務において発揮できる力を身につけていきます。
- ⑤月に1回業務改善会議でケアプランの点検を実施し、書類不備等が無いか確認していきます。
- ⑥地域の介護支援専門員と事例検討会を開催しスキルアップを図ります。(年2～3回)
- ⑦各種マニュアルと知識・社会資源を共有する時間を作り、職員のスキルを均一化していきます。
- ⑧業務のICT化を導入し、業務の効率化に積極的に取り組みます。

(2) サービスの質の向上

- ①利用者アンケートを年1回実施することで、改善点の見直しを行います。(毎年9月)
- ②上記内容をホームページに公表します。
- ③人事考課と自己評価を年2回実施することで、サービスの見直しを行います。

(3) 職員の処遇改善と定着

- ①社内研修や会議を通して相互交流を行い、やり甲斐のある働きやすい職場環境作りに取り組みます。

4 事業所の質の向上

(1) 特定事業所の維持継続

- ①全ての事業所に主任介護支援専門員と常勤かつ専従の介護支援専門員を6名以上配置します。
- ②利用者に関する情報またはサービス提供に当たって留意事項にかかる伝達等を目標とした会議を定期的で開催します。
- ③24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保します。
- ④運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けません。
- ⑤介護支援専門員1人あたりの利用者平均件数が40件未満とします。
- ⑥介護支援専門員ごとに個別計画的に研修を実施します。
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供します。
- ⑧市区町村から依頼のある認定調査を月に担当介護支援専門員数程度受任し、貢献していく。
(我孫子市月15件・他区市町村よりの依頼随時受け入れ)
- ⑨来年度特定事業所加算Ⅳ取得を目標とし積極的に医療との連携を行う。
(算定条件として入退院加算35件・ターミナル加算5件)
- ⑩千葉県より介護支援専門員実習生受け入れを積極的に行います。
- ⑪テレワーク可能な整備を行う。各種規則とe f a xの導入

5 従業員の研修

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

- (2) 継続研修 月1回 (個別研修計画別紙)
動画研修の導入(保健・医療・福祉のポータルサイト)
- (3) 介護サービス事業者連絡協議会研修
- (4) 我孫子市介護支援専門員連絡協議会研修

6 損害賠償責任保険加入の有無

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と契約継続。

7 サービス提供計画

介護支援専門員を3名増員していく。各媒体での求人を継続していく。

8 利用者見込み数

毎月の利用者見込みについては、別添の収支計画書のとおりである。

9 資金計画(運転資金)

介護保険収入を運転資金とする。

10 既に指定を受けているサービス

地域密着型通所介護・地域密着型予防通所介護・訪問介護

1 事業の目的

要介護者等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」）の必要を認めた利用者に対し、生活の質の確保を図ることを重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周辺からの支援によって住み慣れた地域社会や家庭で療養ができるようにしていくことを目的とする。

2 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する
- (2) 利用者の心身の状態をふまえて、生活の質の確保を図るよう、主治医と連携のもとに（介護予防）訪問看護計画及び訪問リハビリテーション計画に沿って行なう。
- (3) 目標達成の度合いやその効果等について評価を行なうとともに、（介護予防）訪問看護計画及び訪問リハビリテーション計画の修正を行ないサービスの改善に努める。
- (4) 利用者の健康状態、看護の目標や内容、具体的な方法、その他療養上必要な事項について利用者および家族に理解しやすいように指導や説明を行なう。
- (5) 医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積む。
- (6) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るようにその療養生活を支援する。利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。
- (7) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (8) 自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の強化を図るとともに更なる整備に努めるものとする。
- (9) 事業の実施にあたっては、契約時にリスク管理を含め、利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、安心と責任の理念のもとサービスの提供に努める。
- (10) 契約の際に契約者又は代理人(家族等)に対し、重要事項説明書（事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等）や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、原本を事業所側で保管し、コピーを代理人(家族等)へお渡しする。

3 事業目標

- (1) 地域の在宅生活者の「暮らしを支える看護、リハビリ」を目指す。要医療、要介護者、認知症高齢者に療養上の世話、必要な診療の補助をして、暮らしに密着した看護、リハビリテーションを提供する。
- (2) 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等の在宅リハビリテーションを実施する。
- (3) 評価に基づき、効果的なリハビリテーションを提供する。
- (4) 「あびこケアリンク」「カナミック」等を駆使してカルテ情報、画像情報を医療機関と連携する

事で利用者情報 を的確に掴み、医療と介護の連携を深める。

4 職員体制（組織）

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 管理者 | 1名 訪問看護師（兼務） |
| (2) 訪問看護師 | 3名（常勤） 1名（非常勤） |
| (3) 理学療法士 | 1名（兼務） |
| (4) 作業療法士 | 1名（兼務） |
| (5) 言語聴覚士 | 1名（兼務） |
| (6) 事務員 | 1名（兼務） |

5 営業日及び営業時間

・営業日：月曜日から金曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）

・営業時間：午前9時00分から午後6時00分まで

但し、24時間常時、電話等による連絡・相談可能な体制とし、必要に応じた適切な対応が出来る体制とする。

6 利用対象者

要介護者等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度につき訪問看護の必要を認めた利用者。

7 サービスの内容

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション（障害の回復、残存機能の活用）
- (5) ターミナル期の看護、認知症・精神障害者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (9) 住宅改修の相談・指導
- (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (11) 緊急時訪問看護加算の算定に同意をいただいたご利用者については、営業日・営業時間のほか24時間常時電話等による連絡相談が可能な体制をとり、必要に応じて緊急時訪問を行う。

8 感染症対策

(1) 感染症予防

日常的な感染症の予防については、以下の事項を徹底する。

- ①手指消毒、手洗い、うがいの励行
- ②使用物品の消毒
- ③必要に応じたマスクの着用

(2) 感染症発生時の対応

職員、利用者に感染症が発生した場合には、事業所が別途定める感染症マニュアルに従い対応する。

9 事故防止

(1) 交通事故防止

- ①月に1回、車両の安全点検を実施する。
- ②朝礼での安全運転の呼びかけを実施する。
- (2) 業務事故防止
 - ①業務中の安全確認を徹底する。
 - ②業務マニュアルの定期的な見直しを行う。
- (3) 事故発生時の対応

事故発生時には、別途事業所が定める事故発生マニュアルに従い、適切な対応を行う。

1 0 研修・会議

- (1) 千葉県訪問看護ステーション研修会 (2回/年)
- (2) 我孫子市看護連絡会 (1回/年)
- (3) 在宅サービス担当者会 (随時)
- (4) リハビリ、認知症、難病、精神、ターミナル、口腔ケア等研修会 (随時)
- (5) 我孫子市介護保険サービス事業者連絡会 (随時)
- (6) ステーション勉強会 (1回/月)
- (7) 防災訓練 (2回/年)

1 1 訪問看護 (介護予防含む) 利用開始までの流れ

- (1) 利用申し込み
 - ・本人、家族又は居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所から、訪問看護ステーションへ依頼
 - ・主治医から本人、家族へ説明をして訪問看護ステーションへ依頼

↓
- (2) 受給資格等の確認

↓
- (3) 主治医から訪問看護指示書の交付 指示内容、服薬内容の確認

↓
- (4) 事前訪問 ・心身の状況等の把握、確認 ・訪問看護 (介護予防) の説明 ・重要事項説明書の交付、説明及び同意 ・利用契約の締結

↓
- (5) 訪問看護 (介護予防) 計画の作成 ・居宅介護サービス計画及びサービス提供票の受理 ・訪問担当者間のカンファレンス

↓
- (6) 初回訪問
 - ・記録書 I (概況調査書) の作成
 - ・身分証明証の提示、健康手帳への記載
 - ・訪問看護 (介護予防) 記録の整備
 - ・市町村、介護支援事業所及び他のサービス事業所との連絡、調整
 - ・主治医への報告、連絡、相談

↓
- (7) 訪問看護 (介護予防) の実施
 - ・訪問看護 (介護予防) 計画書に基づく看護の提供

- ・他の介護サービス事業所との連携 ・緊急時の連絡、苦情処理、事故発生時の対応
- ・市担当課との連携

↓

(8) 主治医へ計画書、報告書の提出

(9) 計画の見直し、処遇検討

(10) 利用料等の受領

↓

(上記 7～10 の繰り返し)

↓

(11) 訪問看護（介護予防）の終了

- ・本人、家族への確認 ・主治医、介護支援事業所等への連絡

1.2 情報開示、自己評価、利用者アンケートの実施

- ・介護サービス情報の公表制度（介護サービス情報公表システム）を行い、自己の評価を実施する。
- ・利用者にアンケートを行い、利用者、家族の意向を踏まえ、サービス内容の改善、向上に努める。

1.3 緊急時における対応 サービス提供中に事故、利用者の症状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに 利用者の家族に連絡をとり、必要に応じて主治医への連絡等必要な措置を講じる。また、市町村、利用者の係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

1.4 苦情解決 提供したサービスに係る苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情解決実施要領に基づき必要な措置を講じる。

1.5 個人情報の保護 サービス提供の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、個人情報の取り扱いに関する相談窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

1.6 損害賠償責任保険加入の有無

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と契約。

1.7 サービス提供計画

看護師を3名、理学療法士1名採用。各媒体での求人を追加する。

1.8 利用者見込み数

毎月の利用者見込みについては、別添の収支計画書のとおりである。

1.9

資金計画（運転資金）

健康保険、介護保険収入を運転資金とする。

2.0 既に指定を受けているサービス

居宅介護支援、地域密着型通所介護・地域密着型予防通所介護・訪問介護

⑦ わごころケアセンター（児童発達支援・放課後等デイサービス）事業計画書

1 事業運営の基本方針

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を家庭・関係機関と連携し、適切な療養提供に努める。

2 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し。併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による喀痰吸引等の研修機会を設けていく。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や公認心理師等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努める
- (4) ヒヤリ・ハット報告を職員間で共有するなど危機管理に努め、怪我・事故がないようにする。

3 事業内容

(1) 活動方針

わごころケアセンターでは、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせてPT等の訓練を行う機会を設ける。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けていく。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げていく。併せて生活能力の向上、地域との交流を図る。

(2) 支援内容

①健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努める。又、利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努める。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行う。
- ・必要に応じて通院支援
- ・医療機関との連携
- ・嘱託医相談

②音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援する。

③日常生活上の支援他

- ・PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努める。

④外出活動

- ・近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設ける。
- ・地域の店へ買い物に出かけることで社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とする。

(3) 日課

<通常>

学校迎え 放課後 ~

活 動	13:00～17:00
自宅送り	17:00～18:00
<早帰り時・休業日>	
迎え・通所	～11:00
昼 食	11:30～13:00
活 動	11:00～17:00
自宅送り・迎え	17:00～18:00

(4) 各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の便利を図るために行う。

4 運営管理

(1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者1人、児童指導員2人、機能訓練士担当職員1人。
看護師1人

(2) 職員会議の開催（月1回）

安全委員会等会議に参加し連携していく

(3) 職員研修

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促す。
- ・自己啓発研修への支援を行う。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。

5 地域生活及び関係機関との連携

(1) 利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図る。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

(3) 嘱託医 北柏ファミリークリニック

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深める。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進める。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行う。

(5) 広報

広く一般の方々に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とする。

6 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他、必要な訓練を行う。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施する。又、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じる。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備える。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

①虐待防止に関する責任者の選定

②成年後見制度の利用支援

7 苦情解決

利用者やご家族及び市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

8 資金計画

厚生労働大臣が定める基準による児童福祉制度収入を運転資金とする。

⑧わごころチャイルドケアガーデン（企業主導型保育事業）事業計画書

1 事業運営の基本方針

- (1) 保育所保育指針に基づき、それぞれの子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。
- (2) 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (3) 家庭との緊密な連携の下に、所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- (4) 保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「所児」という。）の最善の利益を考慮し、所児の安心安全を支える保育所づくりに努める。
- (5) 家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、所児の保護者に対する支援及び地域交流事業を行い育てる家庭に対する支援等を行う。
- (6) 定期的（3年に一度）に第三者評価を受審することで保育の質の向上を図る。
- (7) 全職員による研修活動や研究的取組みの強化を図り、保育士の質の向上と豊かな保育実践を支える人材の育成に努める。
- (8) 関係機関との連携・協力を努める。
- (9) 自治会に加入し、地域の一員として積極的に活動に参加する。
- (10) 保育内容などの情報開示に努める。
- (11) 施設の運営状況や財務状況を必要に応じて、保護者の方々に説明する。

2 保育理念

- (1) 子ども一人ひとりの最善の利益を守り、子どもの能力を充分に開発し、成長・発達できるよう保護者の皆様と共に、心身を健やかに育む
- (2) 子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、自由にのびのびと行動できる場で、自ら経験、学習し、体得していけるよう取り組む
- (3) 子どもの精神的安定を図るとともに、清潔の保持、規律有る生活習慣の体得を図る。
- (4) 地域子育て支援の核としての活動を実施する。

3 保育目標

- (1) 子ども一人一人が、心身健やかな子ども
 - ・子どもが生き生きと活動できるよう、発達に応じた遊具や用具を整備
 - ・丈夫な体の栄養になるよう、安全な食材でおいしい給食を提供
- (2) 自分らしさを発揮する子ども
 - ・生活や遊びの場面においても、子どもが自分から考えたことを表現し、行動できるように環境を構成すると共に、子どもが自分らしく、のびのびと過ごせる時間と空間を大切にす。
- (3) 相手を思いやる子ども
 - ・保育教諭は、常に子どもの気持ちを考えて接し、また、子どもが他人の気持ちを考えることができるよう援助する。
- (4) 認め合い、協力し合う子ども
 - ・子ども同士がお互いに生き生きと育ち合うための、仲間とのつながりを考えながら、様々な配慮や援助の方法を考えていく。
- (5) 豊かな感性と好奇心、探求心を持つ子ども
 - ・子どもを取り巻く自然や社会の中で、子ども達の感動や驚き、好奇心や探求心を引き出し、

感性の幅を広げ、質を高めていく。

(6) 保護者が信頼して預けられる園の運営や職員体制の確立

4 年齢別目標

(1) 乳児（0歳～4歳未満）

- ・保育者との強い信頼関係を築く（「大好きな保育者」をつくる）
- ・良い生活リズムの獲得（早起き・早寝・朝ごはん）
- ・基本的な生活習慣の自立（食事と着替えと排泄が一人でできる）
- ・仲間意識の獲得（友だちを意識し、一緒にいることを喜び、一緒に何かしようとする）
- ・身近な動植物（自然物）を見たり触ったりして楽しむ

(2) 幼児（3歳～7歳未満）

- ・豊かな感性の獲得（喜怒哀楽の感情表現、美しいものなどへの感動）
- ・社会性の獲得・集団自治の形成（話し合っで決定したり解決したりする。仲間意識を高める）
- ・社会の良き一員となるための学習（きちんと挨拶する。ありがとうと言える。素直に謝る。思いやりを持つ）
- ・身辺自立の完成（自分のことは自分でする）
- ・自己選択力・自己決定力の獲得（何がしたいのか、何がいやなのか、自分で考え自分で決める）
- ・集団で創造的に生き生きと遊ぶ力の獲得（みんなで遊ぶ、作って遊ぶ、ごっこ遊びから劇あそびへ）
- ・セルフ・コントロール（自己制御）の力を身につけると同時にセルフ・エスティーム（自尊感情）をもつ
- ・身近な動植物（自然物）を見たり触ったりするだけでなく、自ら育てたり愛情をこめて世話をしたりする

5 クラス別目標

(1) 0歳児 ひまわり組（57日～2歳未満）

乳児期前半（5、6か月くらいまで）

規則正しい生活リズムの獲得。保育者とのあたたかい信頼関係を築く。身近な物に興味をもつ。

乳児期後半（5か月くらいから1歳くらいまで）

規則正しい生活リズムを獲得する。保育者とのあたたかい信頼関係を築く。相手と物との三項関係の獲得。指さしや発声などで要求や意思を表現する。仲間を意識する。

1歳前半（1歳くらいから1歳半くらいまで）

規則正しい生活リズムを獲得する。保育者とのあたたかい信頼関係を築く。一次元可逆操作（歩行の獲得・道具の使用・指さしと一語文で要求や意思を表現する）の形成。

1歳後半（1歳半くらいから2歳まで）

規則正しい生活リズムを獲得する。保育者とのあたたかい信頼関係を築く。探索活動を十分にする。一次元可逆操作の獲得（〇〇デハナイ△△ダ）。

(2) 1歳児 ひまわり組（1歳～3歳未満）

一次元可逆操作の獲得と豊かな展開。2歳の誕生日をめどにトイレトレーニングを始める。自分で着脱しようとする。ペングリップでスプーンを持って食べる。

(3) 2歳児 たんぽぽ組（2歳～4歳未満）

二次元可逆操作（ケンケン・両手交互開閉・4数順唱）の形成。食事・排泄・着脱の自立。仲間意識を持つ。みたて・つもり・ごっこ遊びを楽しむ（一人で、または大人と一緒に）。

(4) 3歳児 ちゅうりっぷ組（3歳～5歳未満）

二次元可逆操作の獲得（〇〇ダケレドモ△△ダ）。仲良しの相手（二人組）をつくる。友だちと一緒にみたて・つもり・ごっこ遊びを楽しむ。当番活動を始める。

(5) 4歳児 ゆり組（4歳～6歳未満）

二次元可逆操作の豊かな展開。役割をもつごっこ遊びを始める。自治力の形成。当番活動を展開する。

(6) 5歳児 さくら組（5歳～7歳未満）

三次元可逆操作の形成。当番活動の充実。自治力の充実。ごっこ遊びから劇遊びへ展開する。

6 保育の基本方針

(1) 保育士等は常に温かく落ち着いた態度で子どもに接し、子どものあるがままを受け入れる。

(2) 子どもが安全に安心して過ごせ、また、一人一人の発達や興味にあった遊びが豊かに展開できるよう保育環境を整え、子どもが自主的に遊ぶ姿を見守る。

(3) 子ども自身が「愛されている」「認められている」「大切にされている」と感じられるように一人一人の子どもに愛情を持って寄り添う。

(4) 小動物や植物など自然との触れ合いを通して命の大切さや豊かな感性を育てる。

(5) 担当制による丁寧な育児を通して、生活習慣の自立を図る。

(6) 給食は、子どもの成長に即した内容で実施し、心身の健やかな発達を支える。

(7) 楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う。又、非常食についても関心が持てる食体験やアレルギー児の非常食なども計画的に行う。

(8) 十分な運動遊び、戸外遊びを通して全身の諸機能の調和的発達を促す。

(9) 食事、排泄、睡眠、運動など毎日の生活リズムを整え、健康な身体の基礎をつくる。

(10) 子どもの人格を尊重して保育することで、自分も他者も大切にできる心を育てる。

(11) 色々な国や地域の文化に触れる経験を通して、違いに気付いたり相手を認めたりする心を育てる。

(12) 日常の保育や戸外活動を通し、地域の特性や安全な避難路、また自分で身を守ることの大切さを育てる。

7 職員としての姿勢

(1) 職員全員が子どもに関わり、よりよい人的環境になるよう心掛ける。

(2) 一面的な見方ではなく、多方面から見つめ、子どもの理解に努める。

(3) 年齢ごとに発達を固定的にとらえることなく、個々に合わせた発達を長いスパン（時間の幅）の中でとらえていく。

(4) 職員間の連携を密にし、チームワークを組んで保育に取り組んでいく。

(5) 保育について日々研鑽に努め、保育園内外の研修を計画的に実施し、保育技能の向上に努める。

(6) 専門機関や地域の関係機関と連携し、保育の質の向上を目指す。

(7) 一人一人の保護者の方の状況を踏まえ、信頼関係を築き共育てをすすめる。タイムリーな個別面談や臨時の育児に関する情報を発刊し、子どもの様子や園の方針を丁寧に伝達する。

(8) 職員は専門性を活かし、地域の子育て支援に貢献する。

(9) 保護者の方や子どもの個人情報の取り扱いは適正に行い、在職中はもちろん退職後も、情報の保護、秘密の保持を行う。

8 学校、地域との連携

(1) 地域との交流やボランティアの受け入れは、子どもや職員にとってより豊かな経験となるよう、また、本園が地域の施設として認められるよう、計画性をもって積極的に行う。

(2) 実習生の受け入れは、次代の保育士育成に欠かせないだけでなく、指導することによって自らの保育を客観視し自己を向上させる機会となるため、計画性を持って積極的に行う。

9 保育活動

(1) 保育園の運営

- ・所在地：我孫子市
- ・児童定員：30名

歳児	クラス	定員	従業員枠	地域枠	保育士
0～1歳児	ひまわり組	6名	3名	3名	3名（要支援児要員1名）
2歳児	たんぼぼ組	6名	3名	3名	2名（要支援児要員1名）
3歳児	ちゅうりっぷ組	6名	3名	3名	2名（要支援児要員1名）
4歳児	ゆり組	6名	3名	3名	1名（要支援児要員1名）
5歳児	さくら組	6名	3名	3名	1名（要支援児要員1名）
計		30名	15名	15名	15名

(2) 職員配置（令和4年4月1日予定）

職種	勤務形態別人数
園長	1名
主任保育士	3名
副主任保育士	2名
保育士	4名
短時間保育補助	5名（非常勤保育士 有資格者）
早朝保育補助	2名（パートタイマー）
延長保育補助	2名（パートタイマー）
保健師もしくは看護師	1名
管理栄養士	1名
栄養士	1名
調理師もしくは調理員	1名
事務員	1名
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
計	26名

(3) 職員の勤務形態、労働時間

①正規職員の勤務時間帯

・7:00～16:00 ・8:30～17:30 ・9:00～18:00 ・10:00～19:00

(4) 保育を提供する日

- ① 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、祝祭日を除く
- ② 警報が発令された場合、保育施設は開所するが、状況によっては保育施設からお迎えをお願いする場合がある。家庭保育が可能な方は、協力をお願いする。
- ③ AM7:00時点で特別警報が発令されている場合、子どもの安全を第一に考え、原則として閉園する。AM10:00までに特別警報が解除された場合は、職員の体制等、安全な登園や保育等の確保ができた時点で開園時間を お知らせする。(弁当持参)

※緊急連絡については、SNSを使用して保護者の方へ一斉メール配信を行う。

(5) 保育を提供する時間

- ① 保育標準時間認定：7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- ② 保育短時間認定：8時00分から16時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- ③ 延長保育時間：18時30分から21時30分（月～金）

※止むを得ない理由により、支給認定における保育時間の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供する。

10 食事の提供

- (1) 子どもの健全な発育に必要な栄養が摂れるよう、バランスのとれた献立を工夫する。
- (2) 安全・安心な食事を提供するために、国産食材の使用を原則とし、納入業者に依頼する。
- (3) 安定感と温もりのある強化磁器の食器を使用する。
- (4) 楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配る。
 - ① 食前のうがい・手洗い
 - ② 食前・食後のあいさつ
 - ③ 正しい姿勢で食べる
 - ④ できるだけ多くの種類の食べものや料理を味わう
- (5) 給食内容
 - ① 主食・副食(一汁三菜・デザート)・おやつ(午前・午後)
 - ② 午後のおやつは通常、手づくりおやつを提供。
 - ③ 夕方18:00以降に軽食を用意。
 - ④ アレルギー児(宗教等家庭的事由含)への除去対応、代替え対応

11 昼寝について

子どもの成長をうながし、心身の疲れをいやすために毎日、昼寝を行う。昼寝の時間について子ども一人一人の状況に合わせて柔軟に対応していく。

12 特別保育事業

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 病児保育事業

13 その他事業

当施設は福祉サービスを提供するだけでなく、地域の社会資源として、利用者にとっても住民にとっても、地域との関わりを持ちながら暮らすことを支援する「地域の中の施設」でなければならない。

そのためには、施設の持つ特性を地域社会へ発揮していくとともに、地域の持つ特性を施設へ活用していく。

- (1) ボランティア・就業体験受け入れ事業(キャリア教育推進協力)

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

- ① ボランティア受け入れ ② 実習受け入れ ③ トライやるウィーク受け入れ

(2) 子育て支援事業（地域交流事業）

- ① 園庭開放 ② 子育てアドバイザー来園 ③ 子育て相談（離乳食・健康）月1回
④ 絵本の貸し出し

※子育て支援連絡会（年2回）や地域関係者会議（年2回）に参加し情報共有に努めます。

(3) 体験型環境学習事業

- ① 小動物とのふれあい

1.4 年間行事

4月	入園式
5月	遠足
6月	プラネタリウム観賞（5歳児） 個別懇談
7月	プール開き
8月	
9月	
10月	★ 運動会（3・4・5歳児） 芋掘り遠足（3・4・5歳児）
11月	遠足 ★ 保育参加（3・4・5歳児）
12月	
1月	
2月	★ 生活発表会（3・4・5歳児）
3月	お別れ遠足（3・4・5歳児） ★ 卒園式（3・4・5歳児）

★印は保護者参加行事

月例行事 お楽しみ会

1.5 デイリープログラム

3歳未満児の一日	時刻	3歳児以上児の一日
預かり保育（保育短時間利用者の方） 持ち物の整理 コーナー遊びなど好きな遊び	7:00	預かり保育（保育短時間利用者の方） 持ち物の整理 コーナー遊びなど好きな遊び
おやつ （0歳児午前睡） 年齢や季節に応じた遊び	9:00 11:00	年齢や季節に応じた遊び
食事	11:30	食事
昼寝	12:00 13:00	昼寝

目覚め おやつ	15:00	目覚め おやつ
外遊び、コーナー遊びなど好きな遊び 順次降園	15:30	外遊び、コーナー遊びなど好きな遊び順次降園
預かり保育（保育短時間利用者の方）	17:00	預かり保育（教育標準時間認定利用者の方） 預かり保育（保育短時間利用者の方）
延長保育（月曜日から金曜日まで）	18:00	延長保育（月曜日から金曜日まで）
夕間食	18:00	夕間食
全員降園(土曜日は18:00降園)	19:00	全員降園(土曜日は18:00降園)

1.6 居室面積等

- (1) 敷地面積 _____ m²
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造 地上2階建
- (3) 延べ床面積 _____ m²
- (4) 乳児室・ほふく室 ____室 _____ m² 保育室・遊戯室 5室 _____ m²
- (5) その他、調理室、一時保育室、相談室等
- (6) 設備 冷暖房、0, 1, 2歳児室、玄関ホール床暖房 簡易プール
- (7) 園庭 _____ m²

1.7 職務内容

- (1) 園長は当園の保育内容について統括するとともに運営に関する全ての業務を統括する。
- (2) 保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務に従事する。
- (3) 管理栄養士及び栄養士は給食業務管理及び栄養指導など、栄養・給食に関する業務に従事する。
- (4) 保健師は園児、職員の健康管理・増進に関する業務に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務に従事する。

1.8 管理・責任体制

- (1) 法令順守責任者 理事長
- (2) 防火管理者 園長
- (3) 会計責任者 事務局長
- (4) 出納職員 園長
- (5) 個人情報保護管理者 園長
- (6) 苦情解決責任者 園長
- (7) 苦情受付担当者 主任

(8) 組織体制

- ・園長：園経営と園運営の責任と保育活動における総括的指揮、保護者支援と要支援児対応、地域支援活動の運営
- ・主任保育士：乳児、幼児の各クラス全体調整と、園行事の運営、保育活動の指揮、保育環境の指導、職員育成
- ・副主任保育士：乳児、幼児のクラス内調整、クラス運営

- ・保育士：クラス別担任制配置、縦割り時、横割り時の担当業務、行事担当業務、保育計画の立案、発達記録等の作成
- ・事務主任：園運営の事務、会計担当
- ・専科講師：造形、絵画、体操、音楽

1 9 利用料等

(1) 利用料負担額 支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行う。

①標準時間外延長保育

対象者 保育標準時間認定利用者の方及び保育短時間認定利用者の方

保育時間 月曜日から金曜日の18:30～21:30

基本料金・・・月額2,000円(1日も利用がなくても必要)

利用料金・・・1回200円

※被生活保護世帯及び前年度分所得税非課税かつ前年度分市民税非課税世帯は無料

②標準時間内延長保育

対象者 保育短時間認定利用者の方

保育時間 17:00～18:00

利用料金(月額) 階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

(2) その他の費用

① 災害共済掛金について (年額) 350円

② 写真代 (年3回程度実施) 1枚40円(予定)

・園内や遠足などで撮影した写真を購入希望の方に販売する。

③保育用品

・指定購入品目 カラー帽子 800円

2 0 嘱託医・嘱託歯科医

(1) 嘱託医及び嘱託歯科医は、乳幼児期の診断治療に当たるとともに、健康管理・保健衛生について助言指導する。

嘱託医 澁谷 富雄 (北柏ファミリークリニック小児科 柏市北柏5-3-3 TEL 04-7160-3773)

嘱託歯科医 小川 英郎 (小川歯科クリニック 我孫子市天王台1-4-19 TEL 04-7184-5621)

2 1 健康診断の実施

(1) 内科健診(年2回) 歯科健診(年1回)

(2) 身体測定(年12回)

2 2 保護者支援

(1) 日常における支援

親切で穏やかな日常的なやりとりを心掛け、信頼関係を築くことで、家庭と同じ方向を向き、子どもの育ちを援助する。また、匿名で要望内容等を連絡できるよう玄関に目安箱を設置する。

(2) 保護者面談・保育参観

公認心理師資格を有する理事長を窓口として保護者面談、希望者にカウンセリングを実施する。少子化の進む現代において、子育ての悩みの共有化という活動を行う。

1日保育体験では、保護者に日々の保育活動について理解を得る大変有効な機会として成果を得る。

(3) 外部機関との連携

発達支援や育児不安などにより専門的な支援が必要な家庭は、外部機関の紹介や連携を積極的に行い、子どもの健全な育ちと、育児に悩む保護者を援助する。

(4) 地域支援活動（コミュニティカフェ）

未就園児の育児講座、出前保育、異年齢児交流事業、世代間交流事業など、地域交流事業に取り組み、地域全体でよりよい子育て環境を創るよう活動する。また、小学校、児童館、高齢者施設等との交流を積極的に図る。

児童館との連携を深めるため、地域支援活動の開催場所をわごころケアセンターとし、日曜日開催とする。広報活動を充実し、地域支援の積極的活動を行う。

保育所体験をより積極的に広報し、保育園を知ってもらう活動を行う。

2.3 衛生管理

保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省：平成24年11月）に基づいた対応を行う。

2.4 非常災害時の対策・安全管理

(1) 避難訓練・消火訓練

非常災害対策訓練年間計画表に沿って実施（毎月）

消防署への協力、報告（消火訓練協力予定）

引き取り訓練（年1回）

(2) 不審者対応

・ 出入口の限定、オートロックによる施錠の実施

・ 不審者対応訓練実施（年1回）

(3) AEDの設置

(4) 乳児用呼吸モニターの設置

(5) 救急救命講習の実施（年1回）

(6) 防災設備等保守点検

(7) 非常用飲料水、食料の確保の点検

(8) 緊急時の避難場所

① 災害直後 わごころチャイルドケアガーデン

② 第2避難場所 我孫子第3小学校（柴崎台3丁目3番1号 TEL04-7184-1171）

※ 建物の倒壊がない限り園内に留まる。

※ 出火等により二次災害が発生し、園内にとどまることが危険な場合は第2避難場所へ避難する。

※ 災害の発生状況により、上記避難場所以外へ緊急避難を実施する場合もある。避難場所の連絡など、実際に避難を実施した際の連絡については、SNSを使用して保護者の方へ一斉にメールを配信する。

2.5 苦情対応・リスクマネジメント

(1) 苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足感を高めると共に、利用者が保育サービスを適切に利用する事が出来るように支援する事と、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に苦情解決規程を設けて、お知らせ、ポスター、ホームページなどで周知する。

(2) 事故・怪我に対するヒヤリハット記録を徹底しクラスごとに毎日振り返る。

2.6 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- (1) 子ども達を保育するために、必要な情報（子どもの誕生日、健康状態、保護者名、住所、電話番号など）を保護者から頂く。これらの情報については、必要な目的以外には使用しない。以下については文章掲載や掲示、販売などを行うことがある。
- (2) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。
- (3) 緊急の場合、勤務先に保育園名を告げ、電話で呼び出しを行う。（緊急連絡先に携帯電話などを指定されている場合でも、つながりにくい時は、勤務先に連絡する。）
- (4) 毎月のおたよりに、生まれ月の子ども達を紹介する。
- (5) 子ども達の保育園での活動の様子を写真撮影し、それらを保護者が見やすい場所に掲示して注文を取る。
- (6) 保育園の活動を撮影した写真や映像に、子ども達と保護者や職員と一緒に写っている場合、対象となる人に写真や映像を配布もしくは販売する場合がある。
- (7) 緊急時には、関係機関（病院、保健所、警察など）へ該当する子どもの氏名、生年月日、住所、電話番号などを知らせる。
- (8) 子ども達を連携園等に送り出すにあたって、子どもの育ちが連続して受け継がれていくために、引き継ぎの資料を連携園等に送付する。
- (9) 大地震等の緊急時の際は、園で提出を求めている「緊急連絡カード」に記載されていない者には園児を渡さない。

2.7 送迎について

- (1) 朝 7:00～10:00及び夕方16:00～19:00の間、保育所駐車場に交通安全の立当番を配置し、園児及び保護者、通行人の安全確保及び保育所周辺道路の交通整理に努める。
- (2) 自動車による送迎は許可制とし、駐車許可証を掲示する車のみ駐車可能とする。

2.8 情報公開

- (1) ホームページの開設などにより、実施されているサービス内容や経営内容等の情報について、透明性の確保に努める。

2.9 研修計画

保育士は、子どもの保育や家庭での子育ての支援に関する専門職として、保育所保育の中核的な役割を担う保育士に求められる主要な知識及び技術としては、以下が求められる。

- (1) これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術
- (2) 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術
- (3) 保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び技術
- (4) 子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識及び技術
- (5) 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識及び技術
- (6) 保護者等への相談、助言に関する知識及び技術 保育士等は、これらの専門的な知識及び技術

を、状況に応じた判断の下、適切かつ柔軟に用いながら、子どもの保育と保護者への支援を行うことが求められる。その際、これらの知識や技術及び判断は、子どもの最善の利益を尊重することをはじめとした児童福祉の理念に基づく倫理観に裏付けられたものでなくてはならない。以上の事から令和4年度は下記の研修を実施（参加）する。

- ① 具体的研修・千葉県もしくは全国認定こども園園長等研修（対象：園長等）
- ・千葉県もしくは認定こども園主幹保育教諭等研修（対象：主任・副主任保育士等）
 - ・千葉県保育士等キャリアアップ研修
マネジメント研修（対象：副主任保育士等）
専門分野別研修（対象：副主保育士・専門リーダー・職務分野リーダー等）
乳児保育
幼児教育
障害児保育
食育・アレルギー対応
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
 - ・保育実践研修（新任保育士等）
 - ・園内研修 講師：_____ 氏（毎月実施 対象：保育士等）
 - ・その他（随時）

30 年間会議予定

- ・職員会議 月1回 園長・主任保育士・副主任保育士・常勤全員・事務
- ・運営会議 月2回 園長・主任保育士
- ・チーフ会議 週1回 主任保育士・副主任保育士
- ・クラス会議 週1回 主任保育士・副主任保育士・担当保育士
- ・食育会議 月1回 主任保育士・副主任保育士・調理員、担当保育士
- ・保護者会 年2回 園長・主任保育士・副主任保育士・職員・保護者
- ・個人面談 年1回 園長・主任保育士・副主任保育士・職員・保護者
- ・保育参観 1人/日限定 保護者（希望者）
- ・1学期反省会 7月 全職員
- ・運動会反省会 10月 全職員
- ・2学期反省会 12月 全職員
- ・年度末反省会 3月 全職員
- ・法人理事会 理事長が召集 理事・監事
- ・我孫子市私立保育園園長会 年11回 園長

31 委員会活動

- (1) 乳児保育委員会 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導を行う。
- (2) 幼児教育委員会 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導

を行う。

- (3) 障害児保育委員会 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導を行う。
- (4) 食育・アレルギー対応委員会 食育及びアレルギー対応に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用及びアレルギー対応ができる力を養うとともに他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導を行う。
- (5) 保健衛生・安全対策環境委員会 保健衛生及び安全対策に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用と安全対策に関する適切な対策を講じることができる力を養うとともに他の保育士等に保健衛生・適切な助言及び指導を行う。
- (6) 保護者支援・子育て支援委員会 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導を行う。
- (7) 保育業務のICT化を継続検討し、保育計画と記録の内容充実、効率的作成に努める。

3.2 福利厚生

- (1) 職員健康診断（年1回）
- (2) 細菌検査（毎月）
- (3) インフルエンザ予防接種（11月）
- (4) 調理員検便検査（年12回）
- (5) その他会議等で職員からの要望を聞き、要望を反映させていく

3.3 施設整備計画

- ・防災設備、備品の確保
- ・園周りの植栽整備
- ・園舎の定期清掃・美化
- ・OA機器補充、交換
- ・家具什器補充

3.4 資金計画

- ・園運営通常経費は、保育所運営費、法外援護費でまかなう
「令和4年度収支予算書」参照

⑨ わごころ福祉研修センター 事業計画書

1 通所介護移動後に設立予定

⑩ 市民活動みんなの輪 事業計画書

目的 : この事業は、在宅や施設入居中の高齢者や障害者が各制度内では利用したくても利用できない様々なサービスを提供し、またひとり親家庭及び病気やケガなどで家事が困難な方や産後間もないお母さんなどの日常生活を支える為の市民参加型の有料ボランティア制度として、みんなが助け合いの気持ちを持って行う「市民活動みんなの輪」を会員制で行う。

利用者確保の取り組み策

: サービス実施地域内の、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、各施設、近隣センターへ訪問しリーフの設置、また自治会へ健康教室、ミニデイサービスなどを提案、市広報に広告の掲示等を行い、利用者を増やしていく。

協力者確保への取り組み策

: わごころの相談室にて「有償ボランティア養成講座」を1回5名限定で年間3回行い、市の広報にて募集をかける。
: 講座の内容は、座学と体験を組み合わせる。
: 終了後当会への入会登録を前提とする。
: その他、上記利用者確保時の活動と一緒に、各知人友人からの紹介を依頼し、優質な協力者を確保する。

利用者・協力者の現状（令和元年度実績）

: 利用者数・・・60名
: 協力者数・・・15名

協力者の研修

: 採用時研修・・・未経験の場合には、採用時に最低3日間の研修を体験も含めて行い、実状に応じて追加する。
有資格者の場合には、経験度に応じて実施する。

損害賠償責任保険加入について

: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社とボランティア保険を契約。

利用者見込み数

: 令和元年度の新規利用者は16名であった。
今年度は20名の新規利用者増を目指していく。

当会の利用者向け規定、協力者向け規定は別途作成する。

: 大掃除、草刈り等について作業内容に応じた謝礼金の増額見直しを検討する。
: また、今まで不要としていた年会費3,000円について、任意による寄付金への見直しを検討する。

⑪ 行政の福祉関連に関する受託事業及び学校教育関係、他機関、
他の市民団体との連携事業

1 事業運営の基本方針

オレンジカフェにおいては、精力的に企画、実施している。地域におけるニーズの高さと、その効果について十分な成果を感じている。本年度においてもより認知症になっても住み良い環境を地域全体で創り上げていくため、認知症サポーター養成講座を年2回実施する。また、地域包括支援活動を医療機関と連携し運営するよう企画検討を行う。

認知症サポーター養成講座 年2回

他機関及び他の市民団体と連携し地域包括ケアシステムを構築する為に連携していく。今年度も引き続き、我孫子市社会福祉協議会役員、我孫子市民活動ネットワーク副代表、我孫子市子ども食堂ネットワーク監事、我孫子市学習支援ネットワーク幹事を継続していきます。

⑫ その他、この法人の目的を達するために必要な事業

上記事業は、調査・研究及び人材発掘を目指し長期的な計画で実施する。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款項番による)	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	障害訪問介護	通年	利用者宅	5人	利用希望者 35名/月
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	特定相談支援及び障害児相談支援	通年	利用者宅及び事務所	5人	利用希望者 50名/月
③介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防通所介護・日常生活総合事業	(通所) 週6回 (訪問) 通年 (看護) 通年	市内	18人 30人	要支援者 4人 要支援者 30人 要支援者 4人
④介護保険法に基づく居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業	地域密着通所介護	通年 (通所)	事業所	18人	要介護者 33人
	訪問介護	週6回 (訪問) 通年		35人	要介護者 200人
	訪問看護	(看護) 通年		4人	要介護者 70人
⑤介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	居宅介護支援 (ケアプラン作成) 地域包括支援センター	通年	利用者宅及び事務所	12人	要介護者 350人 要支援者 100人
⑥健康保険法に基づく訪問看護事業及び訪問介護事業	訪問看護	(看護) 通年	県内 利用者宅	4人	要療養者 40人

⑦児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	放課後デイ 児童発達支援	通年	県内	4人	障がい児童 10人
⑧企業主導型保育事業及び一時預かり事業	認可外保育園	通年	県内	20人	保育児童 30人
⑨介護保険法に基づく人材育成のための養成研修事業及び介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業	初任者研修施設 実務者研修施設	通年	県内	2人	受講希望者 10名/月
⑩市民活動事業(介護援助、家事援助、配食サービス、院内介助等在宅福祉サービスに関する事業及び在宅、医療、福祉施設に対する有償・無償ボランティア派遣事業)及び自家用自動車有償運送に関する事業	高齢者の食事、洗濯、掃除、買い物、通院、外出支援、配食、その他の支援在宅、医療、福祉施設へのボランティアの派遣	随時	利用者宅及び医療機関、外出先	15人	利用希望の要支援者 50名/年
⑪行政の福祉関連に関する受託事業及び学校教育関係、他機関、他の市民団体との連携事業	行政からの受託事業、及び学生の施設見学、体験学習等の受入れ、出張講義等ACNW、その他NPO、市民団体、自治会等との連携	通年	市内	5人	地域住民、 県内学生、 施設職員を 対象 年60人 市内の各団体 (不特定多数)
⑫ その他、この法人の目的を達するために必要な事業	情報収集による必要な新規事業開拓の調査・研究を行う	通年	事務所	1人	支援を必要とする不特定多数